

## 「2025 年日本国際博覧会 女性活躍推進館（仮称）出展」

### 募集要領

2022 年 7 月 1 日

2025 年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」といいます。）は、そのテーマを「いのち輝く未来社会のデザイン」とし、様々な国・国際機関・企業・団体等と共創し事業を企画し、テーマが実現された未来社会の姿を会場内に創り出すことをめざしています。

その取組みの一つとして、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」といいます。）は、内閣官房国際博覧会推進本部事務局がとりまとめるアクションプラン改訂版に「女性活躍推進館（仮称）」（以下「本館」といいます。）出展について盛り込まれたことを受け、内閣府男女共同参画局及び経済産業省（以下「政府」といいます。）の指示のもと、「本館」の出展を募集することを決定しました。政府主導による「本館」の建設や SDGs 達成に貢献する観点から工夫を凝らした館内等での展示や行催事等を行うことにより、「男女」の性別にとらわれず一人一人の来場者が明日への希望や幸福を感じられるインクルーシブな社会の実現に向けて世界とともに考える機会を創設するために協力をいただける企業・団体等（以下、「出展参加者」といいます。）を募集します。

※ 大阪・関西万博のテーマ・サブテーマ・コンセプト等については、基本計画及び登録申請書を参照してください。

基本計画 : <https://www.expo2025.or.jp/overview/masterplan/>

登録申請書 : <https://www.meti.go.jp/policy/exhibition/osaka2025.html>

※ 政府が目指す政策の方向性等については、「第 5 次男女共同参画基本計画」及び女性版骨太の方針 2022（女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022）等を参照してください。

第 5 次男女共同参画基本計画

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/5th/index.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html)

女性版骨太の方針 2022（女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022）

<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

### 1 募集の内容

（1）本館出展に関する出展参加者の募集

政府の男女共同参画施策に関する方針や世界におけるジェンダー論の進展を踏まえ、政府・協会と連携し、本館を企画、デザイン、設計、建設し、展示や演出、行催事等を行う出展参加者を募集します。

展示及び行催事の内容については、以下の観点を踏まえて提案を行ってください。

#### 1) 展示

| 基本的な考え方                | 具体例                                                                                                 |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 女性の経済的自立               | ・ 男女間賃金格差をはじめとしたジェンダーギャップの解消<br>・ 固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込みの解消<br>・ 女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討<br>・ ひとり親支援 |
| 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現 | ・ 性的その他あらゆる形態の暴力への対策<br>・ 困難な問題を抱える女性への支援<br>・ 女性の健康（例えばフェムテックなどの技術、サービスの活用）                        |
| 男性の家庭・地域社会における活躍       | ・ 男性の育児参画等                                                                                          |
| 政策・方針決定過程への女性の参画拡大     | ・ 政治、行政、経済、科学技術・学術、国際分野<br>・ 地域における女性活躍の推進                                                          |

#### 2) 行催事

行催事については、上記1)の観点に加えて、以下について対応すること。

- ・ 展示及び館内に設置するサロン等を活用した上で国内外の有識者や著名人による講演、セミナー等のイベントを開催する。
- ・ 上記イベントの実施にあたっては、世界におけるジェンダー論の進展を踏まえて、多様なプレイヤーと連携しながら構成することとする。

民間企業ならではの自由な発想や構想力を活かした魅力的な出展内容を提案いただける意欲的な事業者の皆様からの応募を期待しています。

#### (2) 出展場所

大阪・関西万博会場内(夢洲)に設けられた日本館に隣接するリング沿いの敷地(2,000㎡以内)になります。

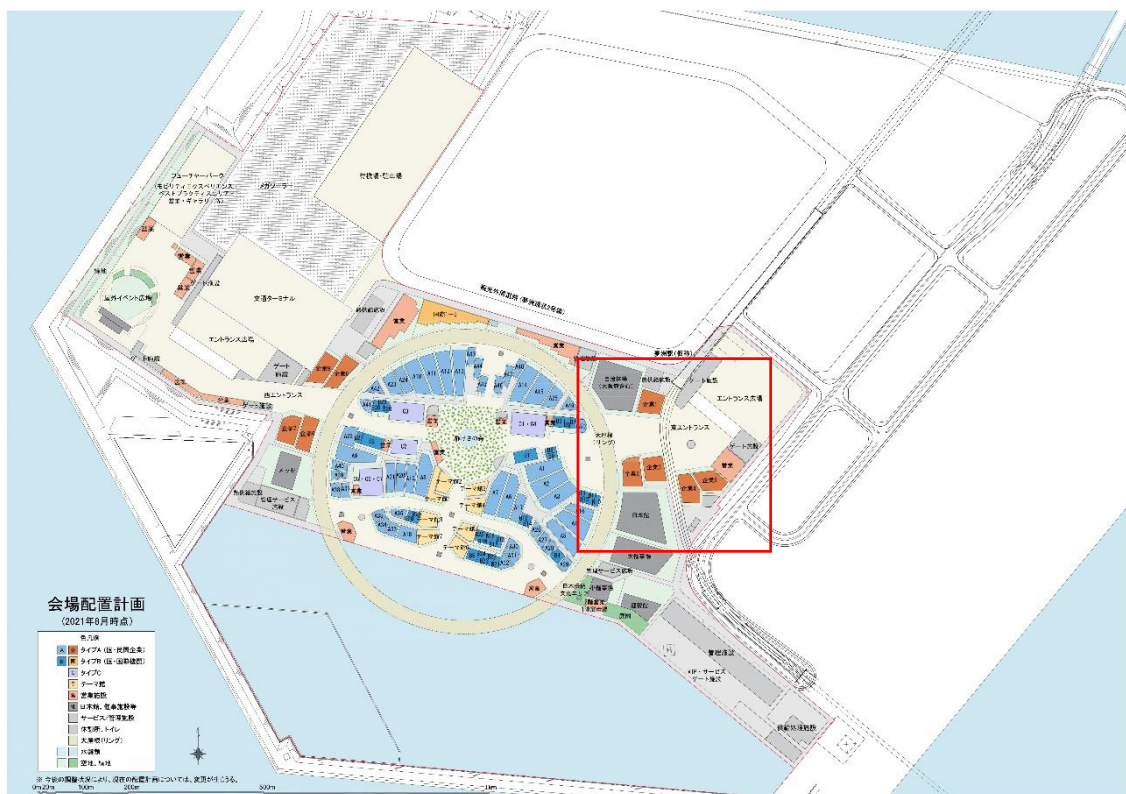


図 会場配置計画



図 東エントランス付近拡大

### (3) 本館建設・出展から撤去・敷地返還までのスケジュール

募集時点でのスケジュールは、次のとおりです。なお、開会及び閉会日を除いて、今後事情により前後する可能性があります。

- 2023 年 4 月 13 日から 敷地の引渡し
- 2024 年 7 月 13 日までに 本館の建設工事完了
- 2025 年 1 月 13 日までに 内装及び仕上げ

2025 年 3 月 13 日までに 展示物の設置完了  
2025 年 4 月 13 日 大阪・関西万博開会  
2025 年 10 月 13 日 大阪・関西万博閉会  
2026 年 4 月 13 日までに 本館の撤去、敷地を原状回復のうえ返還

(4) 本館出展の特典等

出展参加者には、協会が別途お示しする本館出展に伴う特典を提供します。

出展参加者は、本館内の一部（展示面積の 20%以内）を使用して飲食・物販営業を行うことができます。ただし、食品衛生法その他関係法令が定める手続を遵守して下さい。

出展参加者が本館入館者から入館料を徴収することは認めません。

(5) 責任及び費用負担

出展参加者は、本館の企画、デザイン、設計及び建設（そのための事業者の選定を含む）から、展示物の設置、演出、大阪・関西万博開催期間中の運営、及び本館や出展物の維持管理までの一連の行為について、自らの費用と責任で実施していただきます。ただし出展企画及び展示並びに行催事の内容や発信すべきメッセージ、それを実現する手法については、世界におけるジェンダー論の進展も踏まえつつ、政府や協会とともに検討し、政府と協会との協議の上で決定することとします。

また、大阪・関西万博閉会後の本館の撤去、敷地の原状回復及び明渡しは、出展参加者の義務となります。

上記行為に要する一切の費用（光熱水費、通信費、火災保険・損害賠償保険の付保費用を含む）は、出展参加者の負担となります。

さらに、出展参加者が飲食・物販営業を行う場合には、出展参加者は、協会が今後定める規程等に基づき、飲食・物販に伴うロイヤリティを協会に支払う必要があります。

(6) 本館建設等に関する条件

出展参加者は、本館の設計、建設及び維持管理に際し、日本の法律、大阪府及び大阪市の条例並びに関係法令を遵守することが必要です。

(7) 展示及び演出内容に関する要件

出展参加者は、大阪・関西万博開催期間中を通じて、実施する展示及び演出内容が次のいずれにも該当しないことを求められます。

- ア 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの
- イ 危険もしくは有害であるもの又は非衛生的であるもの
- ウ 大阪・関西万博の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるもの
- エ 不当な利益を上げることが目的とするもの

(8) 出展参加者に関する要件

出展参加者は、大阪・関西万博の一般規則及び特別規則、建築、ユニバーサルデザイン、セキュリティなど各種ガイドライン等（今後策定されるものを含む）を遵守する必

要があります。

## 2 募集スケジュール

出展参加者を決定するスケジュールは、次のとおりです。

|                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| 2022 年 7 月 1 日（金）       | 募集要領公表、質問・応募受付開始 |
| 2022 年 7 月 8 日（金）午後 5 時 | 質問受付締切           |
| 2022 年 7 月 29 日（金）      | 応募受付締切           |
| 2022 年 8 月下旬            | 出展参加者決定          |
| 2022 年 9 月中旬以降          | 出展契約の締結          |

## 3 募集参加資格

### （1）参加資格

参加申込者は、次に掲げる要件をすべて満たす単独又は複数の企業・団体等であることが必要です。単独又は複数の個人による参加申込みは認めていません。

ア 本館出展に係る契約を締結する権限を有すること。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがされていないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者が含まれていないこと。

### （2）複数の企業・団体等の構成

複数の企業・団体等を構成員として参加申込みをするときは、各構成員が上記に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

※ 複数の企業・団体等による参加申込みの例として、業界団体の事務局、企業グループ（団体）を統括する委員会・企業同士の共同企業体からの参加申込み等が考えられますが、応募の際には、複数の企業・団体等の関係が明確になるように、企業・団体等の構成員の関係を説明する資料を添付してください。

### （3）本店又は主たる事務所が海外にある企業・団体等による参加申込み

本店又は主たる事務所が海外にある企業・団体等は、協会からその企業・団体等の本店又は主たる事務所が所在する国等の政府に参加申込があった旨を通知し、協会宛に当該政府代表又は当該政府において参加について承認する旨の回答を得られることが要件となります。

## 4 質問の受付

### （1）受付期間

募集要領公表日から 2022 年 7 月 8 日（金）午後 5 時まで

## (2) 提出方法

電子メールのみ受け付けます。口頭、持参、電話、FAX による質問は受け付けません。

「件名」には「【質問】2025 年日本国際博覧会 女性活躍推進館（仮称）出展募集」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 4）に記載したファイルを添付して事務局（アドレス：shutten-sanka@expo2025.or.jp）に送信してください。

※ 質問者が送信した電子メール宛てに事務局から 3 営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。事務局からの返信メールが届かないときは、事務局まで電話（電話番号：06-6625-8684）で次の時間帯に問い合わせてください。

◇ 平日（土曜日、日曜日、祝日を除く）

◇ 午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時は除く）

## (3) 質問への回答

メール送信により個別に回答するとともに、参加申込者が応募にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、協会ホームページに掲載します。

[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

## 5 応募手続

### (1) 募集要領の提供及び提出書類の受付

#### ア 提供期間

2022 年 7 月 1 日（金）から 2022 年 7 月 29 日（金）まで

#### イ 提供方法

協会ホームページから各自ダウンロードしてください（郵送による提供は行いません）。

[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

#### ウ 受付期間

2022 年 7 月 1 日（金）から 2022 年 7 月 29 日（金）まで

※ 2022 年 7 月 29 日（金）の消印があるものまでを有効とします。

#### エ 提出方法

提出書類一式（書面及び提出書類を PDF ファイル等で収納した電子媒体（USB メモリ、CD-R 等））を次の送付先に郵送してください。

郵送に際しては、必ず受付期間中に、参加申込書（様式 1）に連絡窓口として記載されているメールアドレスを差出人とする電子メール（送信先：shutten-sanka@expo2025.or.jp）を送信して応募した旨を連絡してください。

#### ◇ 送付先

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会企画局企画部出展課  
（担当：木村、小林、山木）

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階  
電話番号：06-6625-8684

オ 提出の確認

応募の連絡として送信された電子メール宛てに事務局から3営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。事務局からの返信メールが届かないときは、4の質問と同様、事務局まで電話（電話番号：06-6625-8684）で問い合わせてください。

カ 費用の負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とします。

(2) 提出書類

ア 下記の【応募に必要な書類等】について、それぞれ1部を提出してください。

イ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

ウ 各様式については、様式ごとに提示している事項について、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し記載してください。

エ 2025年日本国際博覧会 女性活躍推進館（仮称）出展参加申込書は、その各項目における記載事項又は提案事項がない場合には、「該当する内容はありません。」又は「該当する提案はありません。」等と記載したうえで提出してください。

オ 提出書類を欠く場合は未提出扱いとなり、参加資格を喪失することがあるので注意してください。

カ 一度提出された提出書類の訂正及び差替え等は認めません（ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、協会が指示する場合は除きます。）。

【応募に必要な書類等】

- ① 2025年日本国際博覧会 女性活躍推進館（仮称）出展参加申込書（様式1）
- ② 登記事項証明書
- ③ 決算書（写し。直近3か年分。ただし、法令等に基づき開示しているものに限る。）
- ④ 誓約書（参加資格関係）（様式2）
- ⑤ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合 構成員届出書（代表構成員）（様式3-1）
- ⑥ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合 構成員の関係を説明する資料（団体規約・相関図等）
- ⑦ ①から⑥の書類を、④と⑤についてはWordファイルで、その他はPDFファイル化して収納した電子媒体（USBメモリ、CD-R等）

※ 複数の企業・団体等での応募の場合、②から④は代表構成員に関する書類を提出してください。ただし、必要に応じて各構成員に関する書類の提出を求めることが

あります。

【協会による審査後、資格審査に必要な書類（出展参加内定者のみ提出）】

- ⑧ 誓約書（大阪府暴力団排除条例関係）
- ⑨ 使用印鑑届
- ⑩ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合 構成員届出書（代表構成員以外）  
（様式 3 - 2）
- ⑪ 印鑑証明書

※ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合

- ⑧誓約書、⑪印鑑証明書については、全構成員のものを提出してください。
- ⑨使用印鑑届については、代表構成員が使用するものを提出してください。
- ⑩構成員届出書（代表構成員以外）（様式 3 - 2）及び②～④の書類について、代表構成員以外の構成員のものを提出してください。

（3）提出書類の返却

提出書類は返却しません。

なお、協会は、提出書類を出展参加の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

協会は、提出書類を他の参加申込者に知られることのないように取り扱い、保管をします。

（4）提出書類の不備

提出書類に不備があったとき又は虚偽の記載があったときは、参加資格を失うことがあります。

（5）その他

ア 応募は 1 企業・団体等につき 1 提案とします（複数の企業・団体等で応募する場合を除きます）。

イ 提出書類のうち、書面については、A4 ファイルに綴って提出してください。電子媒体（USB メモリ、CD-R 等）は A4 ファイルと一緒に提出してください。

ウ A4 ファイルの表紙には申込書タイトルと申込団体名を記入してください。

<記入例>

「2025 年日本国際博覧会 女性活躍推進館（仮称）出展参加申込書」 株式会社〇〇  
（法人名）

エ 提出後の差替えは認めません（協会が補正等を求める場合を除きます）。

オ 提出書類に記載された個人情報、申込内容の確認その他協賛に関する連絡に必要な範囲で利用します。ただし、協賛に関し必要な限度で日本政府に提供することがあります。その他、協会の個人情報保護方針

[\(https://www.expo2025.or.jp/privacy/\)](https://www.expo2025.or.jp/privacy/) をご覧ください。

カ 提出書類は、出展参加の決定に必要な限度で政府へ提供することがあります。



ご了承のうえ記入ください。

## 6 出展参加者決定に関する事項

### (1) 審査方法

協会は、次の審査基準に従い提出書類の審査を行い、政府とも協議のうえ、出展参加者を決定します。

なお、出展参加申込書の記載内容について、協会から個別に質問を行うことがあります。

#### ◇ 審査基準

| 審査項目              | 審査内容                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 男女共同参画施策との関連性     | <ul style="list-style-type: none"><li>・政府の目指す男女共同参画施策を推進する内容となっているか。</li><li>・ジェンダーギャップ指数等を含めた国際社会の中での日本の現状を踏まえつつ、未来志向のグローバルなメッセージ性を有する内容となっているか。</li><li>・企画段階から出展準備まで、政府との協議により意思決定をしていくための柔軟な検討体制を構築できているか。</li></ul> |
| SDGs との関連性        | <ul style="list-style-type: none"><li>・SDGs のいずれかのゴールに当てはまる展示内容となっているか。特に No5「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の達成に資する展示内容となっているか。</li><li>・本館建設や運営において持続可能性（カーボンニュートラルや3R への対応等）に配慮されているか。</li></ul>                                 |
| 時代性の反映・未来への期待     | <ul style="list-style-type: none"><li>・People's Living Lab(未来社会の実験場)というコンセプトに合致しているか。</li><li>・Society5.0 実現に向けた内容となっているか。</li></ul>                                                                                     |
| 民間企業・団体としてのダイナミズム | <ul style="list-style-type: none"><li>・民間企業・団体としての独自の発想力・構想力があるか。</li></ul>                                                                                                                                              |
| 計画の実現性・具体性        | <ul style="list-style-type: none"><li>・実現可能な資金力を有しているか。</li><li>・実現可能な体制を構築しているか。</li><li>・計画を具現化するための実績やノウハウがあるか。</li></ul>                                                                                             |

### (2) 審査結果の通知

ア 審査結果は採択に関わらず、電子メールのアドレスへ送信するとともに、郵送により全申込者に個別に通知します。

イ 決定した出展参加者の名称等については、協会ホームページにおいて公表します。[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

### (3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、その時点で失格（審査対象からの除外）とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 7 契約手続について

- (1) 出展参加者が決定次第、出展参加者と協会との間で協議し、出展参加契約を締結します。出展参加契約は、指定された敷地の一時使用と本館出展に関する事項を主たる内容とします。
- (2) 出展に関する事項については、出展参加者の意向をできる限り尊重しますが、法令及び日本政府の目指す男女共同参画施策との整合性等を踏まえ、日本政府及び協会から出展参加者に内容の変更を求める場合があります。
- (3) 出展参加者が契約締結日までに募集参加資格に掲げる要件を欠くことが判明し、また、欠くことになったときその他協会が契約締結の相手方としてふさわしくない事情が判明したときは、協会は、出展参加契約を締結しないことがあります。

## 8 その他

- (1) 応募提案にあたっては、本募集要領、基本計画、登録申請書等を熟読し遵守してください。
- (2) 今後の状況により、2次募集を実施する可能性があります。